事例No.	607
公表年度	H30
団体の属性	指定都市
団体名	千葉県千葉市

事例区分	公営企業

タグ	・下水道事業 ・（行政改革）業務の効率化

事例種類	接続促進

事例内容・タイトル

未接続者に対する勧告・所在の公表

出典

下水道財政のあり方に関する研究会

接続促進の主な取組事例

①鹿児島県鹿屋市「マッピングシステムを活用した戸別訪問の実施」

【内容】
・供用開始後3ヶ月以内を中心に未接続者を地図に表示し、戸別訪問を実施。
・個別訪問時、接続工事に対する補助制度の説明や未接続理由などの把握を実施。
【苦労、工夫点等】
・訪問員は「排水設備工事責任者」の資格を有する者を選定している。
【効果】
戸別訪問の結果、接続率は毎年微増傾向。

②徳島県鳴門市「接続申請人数による助成金の増額（グループ申請）」

【内容】
・下水道接続工事費用に対し助成制度を実施。
・未接続世帯でグループを作り、複数の工事件数で申請した場合、工事件数1件の場合より助成金額が高額となる。
【苦労、工夫点等】
・8人以上のグループでは申請者・業者に温度差があるので期間内に工事を完了させるのに手間取ることがある。
・全員の工事が完了しなかった場合、助成金を交付できず申請者間で賠償となりトラブルとなる可能性がある。
【効果】
・供用開始前でもグループを形成する例が増えてきている

③鹿児島県薩摩川内市「補助金受給者に対する確約書の提出依頼」

【内容】
・小型合併処理浄化槽の設置住民に対して補助金を交付。
・当該制度を利用した者に対し、集合処理の整備がなされた場合は速やかに接続する旨の「確約書」の提出を求めている。

【苦労、工夫点等】
・法的拘束力はなく、設置者の良識に訴える程度のものであるため、効果が分かりづらい。
・十分な理解が得られないまま「確約書」を提出しているケースがあり、「確約書」を前面に出した下水道への切り替え依頼はトラブルとなるケースもあるため注意が必要。
【効果】
「確約書」に法的拘束力はなく、効果が分かりづらい。

④千葉県千葉市「未接続者に対する勧告・所在の公表」

【内容】
・供用開始後1年以内に排水設備を設置せず、接続の猶予申請をしない設置義務者を、土地・建物の状況から採点し、一定点数以上となった場合に特別指導を行うことができる。
・2回以上の特別指導後、正当な理由なく工事着手しない等の場合、勧告を行い、勧告に従わない場合は法令に違反している旨の公表を行う。

【苦労、工夫点等】
・制度の本来の目的は、下水道に接続することが義務であることを市民に強く意識してもらい、市が指導に至る前に自発的に接続する世帯が増加するよう配慮した。
【効果】
接続率では、98.0%から99.2%まで上昇。

出典：「接続方策マニュアル」（平成28年9月　日本下水道協会　発行）